

# 公 告

下記のとおり、「災害時における応急対応等に関する協定」の協定締結参加者を募集するので公告します。(すでに当事務所と災害協定を締結している会社を除く。)

平成22年 2月22日

国土交通省 関東地方整備局  
日光砂防事務所長  
田 中 秀 基

## 記

### 1. 協定の目的

日光砂防事務所管内で発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)について甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

### 2. 協定内容

- (1) 協定書 別紙-1のとおり
- (2) 協定区域 別紙-2のとおり
  - ①旧藤原町管内及び旧栗山村管内(藤原出張所管内)
  - ②大谷川と稲荷川合流点から上流域(日光出張所管内)
  - ③大谷川と稲荷川合流点から下流域(建設監督官管内)

### 3. 申請者の条件

関東地方整備局平成21・22年度一般競争(指名競争)入札参加資格申請者で、一般土木工事若しくは維持修繕工事に認定されている者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局長から地方支分部局所掌の工事請負契約にかかる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 緊急時に建設資機材及び技術者・作業員等が出動できる体制がとれること。
- (4) 栃木県日光市内において、過去10年間(平成12年4月以降)において砂防工事の施工実績を有すること。(災害復旧、緊急災含む)
- (5) 各協定区域において、栃木県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有し、30分以内に技術者を派遣できること。

また、経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が栃木県内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。

- ①旧藤原町管内及び旧栗山村管内(藤原出張所管内)

- ・藤原出張所から概ね20km圏内に本店・支店・営業所が所在していること。
  - ②大谷川と稲荷川合流点から上流域(日光出張所管内)
    - ・日光出張所から概ね20km圏内に本店・支店・営業所が所在していること。
  - ③大谷川と稲荷川合流点から下流域(建設監督官管内)
    - ・日光砂防事務所から概ね20km圏内に本店・支店・営業所が所在していること。
- ※ここでいう技術者とは、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりとする。
- ・1級建設機械施工技士の資格を有する者。
  - ・技術士(建設部門)の資格を有する者。
  - ・総合技術監理部門(選択科目を「建設」)の資格を有する者。

#### 4. 申請書類

- (1) 申請書 様式-1
- (2) 調査票 様式-2~4
- (3) 配布 1) 下記5. (2)の受付場所にて交付する。  
2) 日光砂防事務所のホームページよりダウンロード可能。  
URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/>

#### 5. 申請書類の提出

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に提出するものとする。  
提出方法は持参、郵送、電子メールのいずれかによるものとする。

##### (1) 受付期間

平成22年2月22日(月)から平成22年3月5日(金)迄の土曜日、日曜日を除く毎日、  
8時30分から17時00分とする。尚、最終日は8時30分から12時00分とする。

##### (2) 受付場所

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390  
国土交通省 日光砂防事務所 工務課  
TEL 0288-53-3917  
FAX 0288-54-1362  
Mail kaneko-t8313@ktr.mlit.go.jp

#### 6. 申請書類に対する質問

(1) 申請書類に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

①提出方法:持参及び電子メールによるものとする。

②受領期間:平成22年2月22日(月)から平成22年2月26日(金)迄の8時30分から  
17時00分とする。尚、最終日は8時30分から12時00分とする。

③提出場所:5. (2)とする。

(2) 質問書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、FAX番号を記載すること。

質問様式は、自由様式とする。(一太郎かMicrosoft wordで作成すること)

(3) (1)の全ての質問に対する回答は、平成22年3月2日(火)にFAXにて回答する。

※回答は、ホームページより閲覧可。

#### 7. 審査基準

上記、3. 申請者の条件を満足していれば、すべての会社と協定を締結する。ただし、複数

地域に協定参加申請を行った者については、優先順位とおりに協定を締結するとは限らない。

#### 8. 締結通知

「災害時における応急対応等に関する協定」の締結についての通知は、協定締結者には平成22年3月12日(金)までに書面をもって通知するとともに、日光砂防事務所の掲示板に掲示する。

#### 9. その他

- (1) 提出された申請書類は、当目的以外に使用することはない。
- (2) 提出された申請書類は、返却しない。
- (3) 複数地域に協定参加申請を行いたい場合は、優先順位を必ず記載すること。

# 協定参加申請書

平成22年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局  
日光砂防事務所長  
田中秀基 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
代表者 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長  
〇〇 〇〇



「災害時における応急対応等に関する協定」に参加したく申請書類を提出します。なお、問い合わせは下記のとおりです。

希望する協定区域 優先順位① : \_\_\_\_\_

希望する協定区域 優先順位② : \_\_\_\_\_

希望する協定区域 優先順位③ : \_\_\_\_\_

担 当 者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電 話 番 号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇【(内)〇〇〇】

## 砂防工事の施工実績

会社名:○○○○建設(株)

砂防工事の施工実績条件		栃木県日光市内において、過去10年間(平成12年4月1日以降)において砂防工事の施工実績を有すること。(災害復旧、緊急災含む)
工 事 名 称 等	工 事 名 称	○○○橋上部工事 (CORINS登録番号)
	発 注 機 関 名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施 工 場 所	○○県○○市○○町○○ ~ ○○県○○市○○町○○
	契 約 金 額	○○○,○○○,○○○円
	工 期	平成○年○○月○○日 ~ 平成○年○○月○○日
	受 注 形 態 等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)
工 事 概 要	構 造 物 形 式 規 模 ・ 寸 法 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>道路橋(TL-20)</u></li> <li>・ <u>○径間連続鋼○○橋 ○○○m</u></li> <li>・ <u>最大支間長 ○○m</u></li> <li>・ <u>主桁間隔 ○○m</u></li> <li>  ○○床版 ○○m<sup>2</sup></li> <li>・鋼材 ○○○t</li> <li>・コンクリート ○○m<sup>3</sup></li> </ul>
	架 設 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架設工法 ○○○○○工法</li> <li>・主要機械 ○○○○クレーン(○○○t)</li> </ul>
	設 計 条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工方法その他技術的な特記事項等記載する。</li> <li>・安全対策、環境対策等について記載する。</li> </ul>

注) 砂防工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分))の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注) 砂防工事の施工実績について、大臣官房官庁営繕部(旧建設省を含む。)又は地方整備局(旧建設省地方建設局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注) 複数ある場合は、直轄工事を優先して記載すること。

## 地域特性と距離

会社名: \_\_\_\_\_

協定区域名	該当する本店・支店・営業所の住所と技術者名 ※30分以内に技術者を派遣できること。	該当出張所(事務所) までの距離(km)
	(本店・支店・営業所) 名称: 住所: 氏名: 資格:	km

注) 対応可能な技術者をすべて記入してください。記入様式が足りない場合は複写してください。

注) ルート図を必ず添付すること。(様式は自由)

注) 技術者の資格が証明できる、証書等の写し及び社員証を必ず添付すること。

注) 優先順位が複数ある場合は、各協定区域ごとに作成すること。

## 建設資機材等状況

会社名: \_\_\_\_\_

出 動 可 能 人 員		
常 時	〇〇人(のうち自社作業員数〇〇人)	
最大時	〇〇人(のうち自社作業員数〇〇人)	
機械類	自社持ち 保管場所:〇〇市〇〇町〇〇 該当出張所(事務所)まで〇〇km	契約会社分 会社名称: 会社住所:〇〇市〇〇町〇〇
ブルドーザ又は トラクターショベル	(機種別、重量又はバケット容量別、台数) ブルドーザ〇〇t 台 トラクターショベル〇m3 台	(機種別、重量又はバケット容量別、台数) ブルドーザ〇〇t 台 トラクターショベル〇m3 台
ダンプトラック	(積載重量別、台数) 〇〇t 台	(積載重量別、台数) 〇〇t 台
バックホウ	(バケット容量別、台数) 〇. 〇m3 台	(バケット容量別、台数) 〇. 〇m3 台
クレーン(トラック 又はクローラー)	(公称吊上げ重量別、台数) 〇〇t 台	(公称吊上げ重量別、台数) 〇〇t 台
資材類	自社持ち 保管場所:〇〇市〇〇町〇〇 該当出張所(事務所)まで〇〇km	契約会社分 会社名称: 会社住所:〇〇市〇〇町〇〇
土砂	(土質、土量) m3	(土質、土量) m3
粒調碎石・切込 み碎石・玉石等	(種別、石量) m3	(種別、石量) m3
鋼材(H鋼等)	(種別・規格・長さ・数量) 本・枚・t	(種別・規格・長さ・数量) 本・枚・t
ブルーシート	枚	枚
シート	枚	枚
土のう袋	枚	枚
オイルフェンス	m	m
オイルマット	枚	枚
衛星携帯の有無	有 ・ 無 (どちらかに〇印をする)	

注) 記入様式が足りない場合は複写してください。

注) 記載欄の表示は記入例です。

## 災害時における応急対応等に関する協定書

協定区域：旧藤原町管内及び旧栗山村管内（藤原出張所管内）

国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所長 田中 秀基（以下「甲」という。）  
と  
（以下「乙」という。）とは、洪水、  
地震ほかで発生した災害（以下「災害」という。）における応急対応（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、日光砂防事務所「防災業務計画」に基づき、甲が所管する管内において発生した災害の応急対応等に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第 2 条 業務の実施範囲は、旧藤原町管内及び旧栗山村管内（藤原出張所管内）とする。（別図参照）

（業務の実施体制）

第 3 条 甲は、旧藤原町管内及び旧栗山村管内に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面または電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに甲の指示による当該被害の応急対応等を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるとともに、直ちに甲に連絡場所等を含め通知するものとする。

（業務の指示）

第 4 条 業務の指示は、甲が行うものとし、藤原出張所長（以下「出張所長」という。）は監督を行う。乙または現場責任者は、応急対応の方法等について出張所長へ協議を行うことができるものとする。

（業務の完了）

第 5 条 乙または、現場責任者は、業務が完了したときには電話等の方法により、直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第 6 条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに出張所長に報告するものとする。

甲は、必要と認めるときには、応急対応途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(契約の締結)

第 7 条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第 8 条 乙は、予め災害に備え業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により通知するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 9 条 甲及び乙は、本協定でいう災害の応急対応等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(実施範囲の特例)

第 10 条 乙は、甲が特に必要として第 2 条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の見積書の提出)

第 11 条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用について見積書を甲に提出するものとする。

(契約変更の実施)

第 12 条 甲は、前条の見積書の提出を受けたときは、その内容を調査し契約の変更を行うものとする。

(費用の請求等)

第 13 条 乙は、工事等の完了届け、引渡書、請求書を提出し、完了検査を受けるものとする。甲は、完了の確認後費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務実施中において再度災害等により、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資器材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議し、定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(協定の解約)

第16条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときには、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。  
ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲、乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成22年3月 日

甲 栃木県日光市萩垣面2390  
国土交通省関東地方整備局  
日光砂防事務所長

田中 秀基 印

乙

印

# 災害時における応急対応等に関する協定書

協定区域：大谷川と稲荷川合流点から上流域（日光出張所管内）

国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所長 田中 秀基（以下「甲」という。）  
と （以下「乙」という。）とは、洪水、  
地震ほかで発生した災害（以下「災害」という。）における応急対応（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、日光砂防事務所「防災業務計画」に基づき、甲が所管する管内において発生した災害の応急対応等に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第 2 条 業務の実施範囲は、大谷川と稲荷川合流点から上流域（日光出張所管内）とする。（別図参照）

（業務の実施体制）

第 3 条 甲は、大谷川と稲荷川合流点から上流域に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面または電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。  
2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに甲の指示による当該被害の応急対応等を実施するものとする。  
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるとともに、直ちに甲に連絡場所等を含め通知するものとする。

（業務の指示）

第 4 条 業務の指示は、甲が行うものとし、日光出張所長（以下「出張所長」という。）は監督を行う。乙または現場責任者は、応急対応の方法等について出張所長へ協議を行うことができるものとする。

（業務の完了）

第 5 条 乙または、現場責任者は、業務が完了したときには電話等の方法により、直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第 6 条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに出張所長に報告するものとする。

甲は、必要と認めるときには、応急対応途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(契約の締結)

第 7 条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第 8 条 乙は、予め災害に備え業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により通知するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 9 条 甲及び乙は、本協定でいう災害の応急対応等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(実施範囲の特例)

第 10 条 乙は、甲が特に必要として第 2 条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の見積書の提出)

第 11 条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用について見積書を甲に提出するものとする。

(契約変更の実施)

第 12 条 甲は、前条の見積書の提出を受けたときは、その内容を調査し契約の変更を行うものとする。

(費用の請求等)

第 13 条 乙は、工事等の完了届け、引渡書、請求書を提出し、完了検査を受けるものとする。甲は、完了の確認後費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務実施中において再度災害等により、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資器材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議し、定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(協定の解約)

第16条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときには、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。  
ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲、乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成22年3月 日

甲 栃木県日光市萩垣面2390  
国土交通省関東地方整備局  
日光砂防事務所長

田中 秀基 印

乙

印

# 災害時における応急対応等に関する協定書

協定区域：大谷川と稲荷川合流点から下流域（建設監督官管内）

国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所長 田中 秀基（以下「甲」という。）  
と （以下「乙」という。）とは、洪水、  
地震ほかで発生した災害（以下「災害」という。）における応急対応（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、日光砂防事務所「防災業務計画」に基づき、甲が所管する管内において発生した災害の応急対応等に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第 2 条 業務の実施範囲は、大谷川と稲荷川合流点から下流域（建設監督官管内）とする。（別図参照）

（業務の実施体制）

第 3 条 甲は、大谷川と稲荷川合流点から下流域に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面または電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。  
2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに甲の指示による当該被害の応急対応等を実施するものとする。  
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるとともに、直ちに甲に連絡場所等を含め通知するものとする。

（業務の指示）

第 4 条 業務の指示は、甲が行うものとし、建設監督官（以下「監督官」という。）は監督を行う。乙または現場責任者は、応急対応の方法等について監督官へ協議を行うことができるものとする。

（業務の完了）

第 5 条 乙または、現場責任者は、業務が完了したときには電話等の方法により、直ちに監督官へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第 6 条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに監督官に報告するものとする。

甲は、必要と認めるときには、応急対応途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(契約の締結)

第 7 条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第 8 条 乙は、予め災害に備え業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により通知するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 9 条 甲及び乙は、本協定でいう災害の応急対応等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(実施範囲の特例)

第 10 条 乙は、甲が特に必要として第 2 条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の見積書の提出)

第 11 条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用について見積書を甲に提出するものとする。

(契約変更の実施)

第 12 条 甲は、前条の見積書の提出を受けたときは、その内容を調査し契約の変更を行うものとする。

(費用の請求等)

第 13 条 乙は、工事等の完了届け、引渡書、請求書を提出し、完了検査を受けるものとする。甲は、完了の確認後費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務実施中において再度災害等により、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資器材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議し、定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(協定の解約)

第16条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときには、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲、乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成22年3月 日

甲 栃木県日光市萩垣面2390  
国土交通省関東地方整備局  
日光砂防事務所長

田中 秀基 印

乙

印

災害時における応急対応等に関する協定の対象区域  
別紙-2



旧藤原町管内

旧栗山村管内

藤原出張所

日光砂防事務所(建設監督官)

大谷川と稲荷川合流点から上流域

日光出張所

大谷川と稲荷川合流点から下流域

縮尺 1:200,000